

經濟環境委員會記錄

[第1日目]

1 日 時 令和4年3月14日（月曜日）

開 会	午前10時13分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前10時55分
休 憩	午前10時57分
再 開	午前11時21分
散 会	午前11時26分

2 場 所 第3委員會室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	尾 上 一 彦
委 員	飯 山 勝 彦
//	澤 田 和 秀
//	泉 英 之
//	上 野 螢
//	舍 川 智 也
//	松 尾 茂
//	鋪 田 博 紀

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	杉谷 要
理事（環境センター所長）	伊東 繁
部次長	茶木 聖一
環境政策課長	沼崎 益大
環境保全課長	飯田 哲
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境センター業務課長	田近 淳
環境政策課主幹（調整担当）	窪喜 大輔

【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	梅沢 宗仁
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	竹井 博文
商業労政課長	高橋 洋
工業政策課長	坂口 輝之
薬業物産課長	由水 正恵
観光政策課長	佐伯 徳生
公営競技事務所長	松本 晃司
職業訓練センター所長	宮田 一博
商業労政課主幹（調整担当）	仙石 正明

【農林水産部】

部長	山口 忠司
理事（農林水産部次長）	酒井 秀祐
部次長（技術担当）	本林 成元
農林事務所長	梅田 一好
地方卸売市場長	杉本 周児
参事（農村整備課長）	前田 剛
農政企画課長	三邊 泰弘
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	金井 誠
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	谷崎 友紀
地方卸売市場次長	水野 智
農政企画課主幹（調整担当）	高畑 巨

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課主任	牧石 真理
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 これより、令和4年3月定例会の経済環境委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、飯山委員、澤田委員を指名いたします。
なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。
これより、環境部所管分の議案の審査を行います。
議案第65号 土地処分の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

環境政策課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

松尾委員 以前にも聞いたかもしれないのですが、そもそもこの市有地を売却する理由というか、メリット—当初からそういった計画だったのか、その辺りをお聞かせください。

環境政策課長 本市では、環境に優しい循環型のまちを目指

すということで、エコタウン事業を整備したものでございます。

この事業の趣旨に沿って希望される事業者があった場合、土地の利用形態については、自ら取得されるか、もしくは賃貸借契約を結ばれるということになっております。

事業者によって、その財務基盤や経営方針というものは異なりますので、市としてはその意向を尊重しながら柔軟に対応してきており、これからもそういう方針で進めてまいりたいと考えております。

この土地を取得していただくことの本市にとってのメリットに関して言うと、エコタウン事業がより長期にわたって地域に根づいた事業として期待されるということ、また、固定資産税の増収が見込まれることもあると考えています。

松尾委員

そうしたら、残りの所有地といいますか、ほかにも土地はあるわけですが、そこに関して今後の計画が何かあれば—そちらも同じように柔軟にということなのかと思いますけれども、計画は何かありますか。

環境政策課長

現在7社が入っておられまして、自己所有されるのがこれで3社になりました。貸付けを

行うのが4社となっております、こちらについても、事業者のほうから買い取りたいという御希望があれば、今、委員がおっしゃったように、随時御相談に応じていきたいと考えています。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第65号の討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている報告第3号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第1号を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境センター業務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午前10時20分 休憩

~~~~~

午前10時55分 再開

委員長 経済環境委員会商工労働部所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第3号 専決処分報告の件（損害賠償請  
求に係る和解の件）中、専決第50号  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

観光政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を  
終了いたします。

午前10時57分 休憩

~~~~~

午前11時21分 再開

委員長 経済環境委員会農林水産部所管分の議案の審

査を行います。

議案第62号 富山市水橋東部農村地域交流センターの指定管理者の指定の件、

議案第63号 富山市八尾ほたるの里農村公園の指定管理者の指定の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

農村整備課長 「議案第62号について、
議案書により説明」

農林事務所 「議案第63号について、
農業振興課長 議案書により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

鋪田委員 こういった町内会あるいは自治振興会が指定管理者になる場合は、地縁団体としての登記は必須要件なのではないでしょうか。

農村整備課長 すみません、再度質問をお願いします。

鋪田委員 例えば、町内会等に市の財産を譲渡する場合、当然登記が必要なので、地縁団体として法人にならなければいけないのですが、こういっ

た指定管理者などの場合、そういう要件はありましたかという確認の質問です。

農村整備課長 一応そのものに対しましては、町内会として問題ないものと考えています。

鋪田委員 指定管理者となるときに、その規定が絶対要るとか要らないとかの是非を聞いているわけではなくて、地縁団体として登記されている団体、法人にならないといけないのかどうかの確認です。

農村整備課長 水橋堅田町内会については、今のところなのですけれども、地縁団体として登録はしてあります。

農林事務所
農業振興課長 ほたるの里農村公園の仁歩地区自治振興会に関しては、確認が取れていないので、今のところはお答えできませんが、任意の団体だと思っています。

鋪田委員 是非を聞いているわけではないので、一応確認です。
一般的な自治振興会の場合、総会があることなど、要件をそろえた上で登記しなければいけないので、地縁団体になるときのハードル

も高く、なかなか難しいのかなと。一応確認
だけです。

農村整備課長 確認して、改めて御説明させてください。
よろしくをお願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。

これより、議案第62号、議案第63号、以
上2件を一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号、議案第63号、以
上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、経済環境委員会農林水産部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました補正予算等分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

明日、3月15日（火曜日）は、午前10時から、予算決算委員会経済環境分科会及び経済環境委員会を開き、環境部、商工労働部、農業委員会事務局、農林水産部所管分の当初予算等分の議案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。